

5. 災害時における非常食料品の供給に関する協定書

(目的)

第1条 アルファー食品株式会社（以下「甲」という。）と出雲市（以下「乙」という。）とは、出雲市内における災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、非常食料品（以下「食料品」という。）の供給に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 乙は、災害等に対応するため、食料品を必要とするときは、甲に対して、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、乙の要請に応じて、食料品を供給するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

(食料品の引渡し)

第3条 食料品の引渡場所は、乙の指定する場所とし、乙は、当該場所に職員を派遣し、食料品を確認のうえ、引き取るものとする。

(経費の負担)

第4条 この協定に基づき甲が供給した食料品の対価は、乙が負担する。ただし、甲は、食料品の種類、数量に応じて、乙へ可能な範囲での寄贈を検討するものとする。

2 食料品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年(2009)12月1日

(甲) 出雲市大社町北荒木645番地
アルファー食品株式会社
代表取締役 森山 信雄

(乙) 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人